

令和元年度
第1回周南市国民健康保険運営協議会

議事録

開催日時：令和2年2月6日（木）

午後3時00分から午後3時51分

開催場所：周南市役所本庁舎4F 防災対策室

令和元年度第1回周南市国民健康保険運営協議会 議事録

- 1 日時 令和2年2月6日(木) 午後3時00分～午後3時51分
- 2 場所 周南市役所本庁舎4F 防災対策室
- 3 出席委員
会長 井上 浩 委員(公益代表)
被保険者代表 倉増佐和枝 委員、河鍋みつ子 委員、柳谷 悦子 委員
中村ひとみ 委員
公益代表 佐久田美智枝 委員
被用者保険等被保険者代表 久田 隆 委員、久保 啓二 委員、齊藤 康紀 委員
- 4 欠席委員
被保険者代表 堀常 宗城 委員
保険医薬剤師代表 那須 誉人 委員、松谷 朗 委員、津田 廣文 委員
松原 正治 委員、原田 陽一 委員
公益代表 田中 義啓 委員、佐原 昌弘 委員、松田 敬子 委員
- 5 事務局 副市長 佐田 邦男 給付担当係長 石田 泰規
環境生活部長 橋本 哲雄 賦課担当係長 末次 辰朗
保険年金課長 福田 敏明 医療費適正化担当係長 福田 剛士
給付賦課担当課長補佐 岡川 清吾 医療費適正化担当 皆田 志津子
適正年金担当課長補佐 井上 正憲
- 6 その他の出席者
収納課長 末岡 和広
収納課課長補佐 松田 一郎
健康づくり推進課成人保健担当 手嶋 敬子
- 7 傍聴者 なし
- 8 会議に付した事項
報告事項 平成30年度周南市国民健康保険特別会計決算について
報告事項 令和元年度周南市国民健康保険特別会計決算見込みについて
審議事項 令和2年度周南市国民健康保険特別会計当初予算案について
- 9 議事の経過 別添のとおり

周南市国民健康保険運営協議会規則第7条の規程により、ここに署名する。

令和 2 年 2 月 26 日

被 保 険 者 代 表

柳 谷 悦 子

令和 2 年 2 月 28 日

被 用 者 保 険 等 保 険 者 代 表

久 田 隆

議事の経過

午後 3時00分 開会

○事務局（末次辰朗） それでは、定刻となりましたので、ただいまより令和元年度第1回周南市国民健康保険運営協議会を開会いたします。私は、本日の司会を務めます末次と申します。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、本日の会議が今期の第1回になりますので、まず本協議会の委員についてご紹介いたします。今期の委員18名のうち、13名が再任、5名が新任となっております。本来であれば、委員皆様のご紹介をさせていただくところですが、時間の都合上、新任の委員の方のみをご紹介をさせていただきます。まず、被保険者代表といたしまして、倉増佐和枝様、続きまして柳谷悦子様、公益代表といたしまして、周南市連合婦人会会長、佐久田美智枝様、本日は欠席でございますが、周南市熊毛地区更生保護女性会会長、松田敬子様がおられます。最後に、徳山大学福祉情報学部教授、井上浩様、以上5名の皆様です。

委員の皆様の任期は平成31年4月21日から令和4年4月20日までの3年間となっております。井上委員につきましては坂本委員から任期途中での交代となりますので、令和2年1月1日からとなりますが、任期中は、周南市国民健康保険運営上の案件につきまして、ご協議をいただくこととなります。どうぞよろしく願いいたします。

次に、この度、周南市国民健康保険運営協議会規則について改正をいたしました。お手元の資料の「令和元年度第1回周南市国民健康保険運営協議会」資料の10ページをご覧ください。内容といたしましては、まず第1条、周南市国民健康保険条例（平成15年周南市条例第148号。以下「条例」という。）のところの「以下（条例）という。」を削除いたしました。続きまして第3条の会議は、委員定数の半数以上が出席し、かつ条例第2号各号に定める委員 各号に定める委員とは、被保険者代表、保険医薬剤師代表、公益代表、被用者保険等保険者代表となります のうちから、各委員1人以上が出席しなければ開くことができないというのを、「会議は、委員定数の半数以上の委員が出席しなければ開くことができない。」に改正しておりますので、ご報告いたします。

それでは、本日の出席状況を報告いたします。本日の出席委員は9名です。委員定数18名中9名の委員が出席していますので、周南市国民健康保険運営協議会規則第3条では、半数以上が出席しないと開くことができないと規程していますので、本協議会が成立していますことをご報告いたします。

それでは、ただいまより会議を進めさせていただきます。初めに、保険者代表といたしまして、周南市副市長、佐田邦男よりご挨拶申し上げます。

○副市長（佐田邦男） みなさんこんにちは。周南市副市長の佐田でございます。本日は、本当にご多忙中にもかかわらず、周南市国民健康保険運営協議会にご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

さて国民健康保険制度、大規模な改革によります新制度が施行され、県と市が共同で国保事業を運営するようになりましてからまもなく2年が経過しようとしております。新制度になりましてから初の決算になりますけれども、制度上は本市の国保事業、大きな混乱なく運営を出来ていることにつきまして、委員の皆様方に、この多大なご協力に深く感謝を申し上げます。

日本人の平均寿命、健康寿命は年々延びてきております。このような中で適切な医療を適正に受診できる国民皆保険制度の役割は大変大きく、制度を支える国民健康保険事業もまた大変重要な役割を担っておりますことから、被保険者数の減少による保険料収入の減、1人当たり医療費の上昇傾向による給付費の高止まり、病気を未然に防ぐ対策としての健

康づくりや重症化予防の推進などの問題にも、引き続き的確に対応していく必要がございます。今後も委員の皆様方のご協力をいただきながら、安定した事業運営に努めてまいりたいと考えております。

本日は、令和2年度周南市国民健康保険特別会計予算案につきましてお諮りをいたします。どうぞ、十分にご審議をお願いいたします。結びに、皆様方の今後のますますのご健勝とご活躍を心から祈念申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくをお願いいたします。

○事務局（末次辰朗） ありがとうございます。ここで副市長は、次の公務がございますので、退席いたしますことをご了承ください。

○副市長（佐田邦男） よろしくお願いいいたします。

〔副市長退室〕

○事務局（末次辰朗） 続きまして、会長の選挙に移りたいと思います。平成31年4月21日より、本運営協議会委員の皆様の任期がスタートしておりますが、本日の協議会が第1回目となっておりますことから、会長が決まっておりますので、会長を選出したいと思っております。国民健康保険法施行令第5条の規定により、運営協議会の会長は「公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。」となっております。公益を代表する委員の皆様から、どなたか立候補される方はございますか。

〔「事務局一任」の声あり〕

○事務局（末次辰朗） 特に立候補される方がいらっしゃらないようでしたら、事務局一任ということでもよろしいでしょうか。

〔拍手あり〕

○事務局（末次辰朗） ありがとうございます。事務局といたしましては、公益代表の井上委員に、会長職をお引き受けいただければと考えております。ただいまの事務局案につきましては、いかがでしょうか。

〔拍手あり〕

○事務局（末次辰朗） ありがとうございます。ご異議なしとさせていただきます。皆様のご賛同をいただきましたので、井上委員に会長をお願いしたいと思います。井上委員、会長席にお移りください。

〔井上 浩委員、会長席に着く〕

○事務局（末次辰朗） それでは井上会長より、就任のご挨拶をお願いいたします。

○会長（井上 浩） みなさんこんにちは、ただいまご指名にあずかりました徳山大学の井上でございます。円滑な議事運営に心掛けていきたいと思っておりますので、委員の皆様、どうぞご協力のほど、よろしくお願ひ申し上げます。失礼いたします。

○事務局（末次辰朗） ありがとうございます。ここからは、運営協議会規則第4条の「会長は、会議の議長となり、議事を整理する。」との規程に基づいて、井上会長に議事の進行をお願いいたします。井上会長、よろしくをお願いいたします。

議事録署名人の指名

○会長（井上 浩） それでは、議事進行を次第に沿って進めてまいりたいと思います。まず、本日の協議会の議事録の署名人といたしまして、柳谷委員、それから久田委員、このお二人に議事録の署名人となっただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。――ではよろしくをお願いいたします。

諮問内容と答申書イメージ

○会長（井上 浩） 今日の会議につきましては、報告事項が2件、それから審議事項が1件です。まず報告事項から入りたいと思いますが、報告事項に入る前に、市長からの諮問事項について答申書のイメージも併せて、事務局から説明をお願いいたします。

○保険年金課長（福田敏明） 失礼します。保険年金課長の福田でございます。よろしくをお願いいたします。それでは、諮問事項について、ご説明いたします。本日配付いたしました資料、表題を「令和元年度第1回周南市国民健康保険運営協議会」としてあります冊子の4ページをお願いします。なお、この資料を以降は、「本編資料」と呼称させていただきますので、ご了承ください。

本日の諮問事項の写しを掲載しております。一番下段に記載がありますように、諮問事項は、「令和2年度周南市国民健康保険特別会計当初予算案について」でございます。この諮問事項につきまして、本協議会において、様々なお立場の委員の皆様にご審議いただき、ご意見をいただきますようお願いするものでございます。

続きまして、資料の5ページをお願いします。答申の例として、一昨年度の答申書の写しを掲載しております。一昨年度の例では、諮問事項につきまして、異議はないものの、意見も付け加えたいとされた場合で、附帯意見を付け加えたものです。附帯意見よりも強い意見を示したいとされた場合は、本文において、「〇〇について、〇〇すべきと考えます。」などとし、さらに付け加えたいご意見がございましたら、附帯意見として示していただくこととなります。以上でございます。

○会長（井上 浩） ありがとうございます。諮問内容や答申書のイメージについて説明いただいたとおりですが、何か質問はございませんでしょうか。――では、答申書をイメージしながら、これからの協議を進めてまいりたいと思います。委員のみなさん、よろしくをお願いいたします。

報告事項 平成30年度周南市国民健康保険特別会計決算について

○会長（井上 浩） まず、報告事項から入ります。次第の7番、報告事項というところでは、（1）「平成30年度周南市国民健康保険特別会計決算」について、事務局より報告をお願いいたします。

○保険年金課長（福田敏明） 平成30年度の決算について報告させていただきます。それでは、事前にお送りしております資料の「周南市国民健康保険の現状」に基づいて説明させていただきます。1ページをお願いします。国民健康保険被保険者の加入状況でござ

います。(1)の表中、平成30年度の欄をご覧ください。年間の平均の被保険者世帯数は、前年度と比べ3.1%減の2万0,647世帯、同じく被保険者数は、4.6%減の3万0,964人になっており、世帯数、被保険者数、国保加入率ともに、年々減少傾向にあります。

3ページをお願いします。こちらは、医療費の推移でございます。療養諸費と記載されておりますが、一番下の表が平成30年度になります。医療費は、前年と比べ総額で1.3%の減となっており、1人当たりでは、3.4%の増の42万4,935円となっており、県内13市中で、低い方から3番目になっています。

次に6ページをお願いします。保険料の収納状況でございます。上の表の一番下が30年度になります。現年分保険料の収納率は92.16%で、前年度と比べ1.42ポイント上がっております。

続いて、隣の7ページをお願いします。①の特定健康診査の状況の中の受診率でございます。平成30年度の受診率は32.3%で、前年度と比べ1.9ポイント上がっております。次に、②特定保健指導の状況の平成30年度の実施率は36.7%で、前年度と比べ2.8ポイント上がっています。

以上を踏まえ、8ページの決算状況をご覧ください。一番右の列の平成30年度でございます。平成30年度の収入は、歳入総額は171億7,679万6千円で、前年度と比べ14.1%の減少、歳出総額は、一番下でございますが、168億5,469万円で、前年度と比べ11.0%の減少となっており、平成30年度の繰越額がその下に書いてありますが、3億2,210万6千円となっております。

歳入歳出ともに大幅な減少となりました理由といたしましては、12ページの一番最後のページになりますが、「新たな国保制度の概要について」をご覧ください。新たな国保制度の概要についての最初の記述に、「平成30年度からは都道府県が国保の安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保等において中心的な役割を担うこととなり」とあるように、県が市町村とともに保険者として国保事業を運営するという制度始まって以来の大きな制度改正が行われました。その改正の中で、市においては集めた保険料を事業費納付金として県に納付し、県は、出産に掛かる費用や葬祭に掛かる費用を除く保険給付費については、市町から集めた事業費納付金や国県の交付金等をまとめて、全額支出するという新たな財政運営が行われることになりました。

申し訳ございませんが、再度8ページの決算の表をお願いします。新たな財政運営の結果、歳入歳出の表のグレーの網掛け部分の費目がなくなり、新たな費目を設けています。新たに追加した費目は、歳出の3番、国民健康保険事業費納付金、4番、共同事業拠出金、5番、財政安定化基金拠出金の項目です。話を戻しまして、歳入歳出とも大幅な減少となったのは、被保険者数の減少という実質的な部分もございしますが、こうした制度改革により、従来市町村単位で運営されていた国保財政が都道府県単位化で運営されることになったことで財政がスリム化されたことが挙げられます。また、資料にはありませんが、制度改正に伴い、県は各市町村が事業費納付金を確保するために必要な目安となる標準保険料率をそれぞれの市町村の状況に応じて決定することになりました。周南市では、この標準保険料率よりも引き下げた保険料率にしております。

9ページの一番上に記載があります基金保有金額ですが、制度改革に先立ち、市町村の国保財政基盤を強化する国の方針の下、周南市でも財政の立て直しが行われ、国からの交付金により平成29年度末までに18億円を超す基金ができました。この基金を県内で「一番高い」といわれた保険料の引き下げに活用することで、本来集めなければならない保険

料の不足分を補い、また特定健診の自己負担額の引き下げなど保健事業の積極的な取り組みに対して用いることとしております。

続いて繰り越しとなった、先ほどの8ページの一番下でございますが繰り越しとなった主な要因としては、本来、被保険者の減少や1人当たりの医療費の微増などから、大きな繰り越しは生じないはずでしたが、当初想定されていなかった交付金の増額などがあったため、3億2,210万6千円という繰越金が生じたと考えております。なお、この繰越金は、令和元年度において、全額基金に積み立てております。以上、平成30年度の周南市国民健康保険特別会計の決算について報告とさせていただきます。

○会長(井上 浩) ありがとうございます。ただいまの事務局の報告について、ご質問、ご意見などはございませんか。――よろしいでしょうか。

報告事項 令和元年度周南市国民健康保険特別会計決算見込みについて

○会長(井上 浩) ないようでしたら、報告事項の(2)、引き続きになりますけれども、令和元年度国民健康保険特別会計決算見込みについて、事務局より報告をお願いいたします。

○保険年金課長(福田敏明) 令和元年度周南市国民健康保険特別会計の決算見込みについて、ご説明いたします。本編資料の6ページをお願いします。それでは、1月末時点での決算見込みになります。主なものについて、ご説明させていただきます。まず歳入について、1の保険料は、保険料引き下げと被保険者数の減少などにより、前年度決算と比べ5.5%の減少を見込んでいます。5の県支出金は、前年度決算と比べ1.2%の減少を見込んでいます。7の繰入金が増の主な原因は、財政安定化支援金が適正に繰り入れられることによります。諸収入についてですが、都道府県単位化後、2月分の保険給付費については当該年度で概算払いし、翌年度精算することとなりました。これは年度内に費用の確定ができないための措置であり、令和元年度において31年2月分の精算額が連合会から返還されることとなったことによる増額が主な理由です。従来は市と連合会のみのやりとりで年度内に確定した額で支払っていましたが、保険給付費の支払いは県が全額支出するという制度改正により、このような事務処理に変更となりました。

次に、歳出の3の国民健康保険事業費納付金は、前年比2.7%、1億1,188万1千円の増、42億8,848万6千円となる見込みです。諸支出金の減額は、昨年度は主に平成29年度実績に基づく精算により、国庫等への返還がありましたが、こうした特別な理由がなくなったことによります。なお、基金取り崩し額は3億6,826万4千円となり、基金保有残高の年度末見込みは、8ページの一番下に記載しておりますが約22億円となる見込みです。簡単ではございますが、以上、令和元年度決算見込みでございます。

ここで、今年度から実施しております「糖尿病性腎症重症化予防プログラム事業」の実施状況につきまして併せてちょっとご報告させていただきます。昨年度の運営協議会におきまして事業実施のご説明をいたしました。新任の委員さんもいらっしゃいますので、簡単に事業のご説明をいたします。特に資料はご用意しておりませんので、ご清聴いただければと存じます。糖尿病は重症化すると網膜症・腎症・神経障害などの合併症を引き起こしますが、その中で糖尿病性腎症については重症化によって腎不全に陥ることで人工透析を要することになります。人工透析は患者にとって身体的・精神的な苦痛や経済的な負担を強いるとともに、医療経済的にも社会に大きな負担を強いることとなるため、国による糖尿病性腎症重症化予防の取り組みが進められております。糖尿病性腎症の重症化を予防することにより、医療費の適正化を図るとともに被保険者の生活の質の向上を図ること

が重要であると考え、今年度から、令和元年度からですが、糖尿病性腎症重症化予防プログラムの取り組みを実施しております。昨年の7月から、糖尿病性腎症重症化予防プログラムに従い、徳山中央病院で7名、新南陽市民病院で12名の参加者に対し、順次半年間の保健指導を実施しております。プログラム参加者の皆様からは、「糖尿病から人工透析になるとは知らなかった。」「参加してよかった。」等のお言葉をいただいております。事業の効果については、現在検証中でございますが、医療費の適正化を図るとともに被保険者の生活の質の向上を図ることを目的としておりますことから、保健指導が終了した時点のみでは、その効果を図りきれぬものではございません。今後複数年度にわたり追跡調査等を実施し、その効果を検証してまいりたいと考えておりますので、適切な時期が参りましたら、改めてご報告いたしたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。以上で終わります。

○会長（井上 浩） ありがとうございます。ただいまの事務局の報告について、ご質問、ご意見などはございませんでしょうか。――よろしいでしょうか。

審議事項 令和2年度周南市国民健康保険特別会計当初予算案について

○会長（井上 浩） では引き続き審議事項の審議に入りたいと思います。なお、答申についての協議については、審議終了後にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。――ご異議ないようですので、答申についての協議は審議終了後、一括して協議したいと思います。委員のみなさんにはこれからの審議は答申書、先ほど事務局から説明がありましたけれども、答申書をイメージしながらの審議をお願いいたします。それでは、「令和2年度周南市国民健康保険特別会計当初予算案」について、事務局より説明を求めます。

○保険年金課長（福田敏明） それでは、諮問事項であります令和2年度周南市国民健康保険特別会計当初予算案につきましては、まず、本日配付しています別冊資料によりご説明をいたします。1ページをお願いいたします。令和2年度の周南市国民健康保険特別会計当初予算（案）の概要について、でございます。令和2年度当初予算案の主なポイントについて、ご説明いたします。

ポイント1の（1）は、被保険者数の見込みになります。令和2年度の年度平均の被保険者数の見込みは28,694人で、前年度の当初予算上の見込みと比べ1,218人、4.1%の減を見込んでおります。

（2）は、国民健康保険事業費納付金になります。国民健康保険事業費納付金は、県内の保険給付費等を賄うために、県内各市町の被保険者数、所得、医療費などに応じて県が決定するもので、各市町はこの事業費納付金を納付するために保険料を賦課・徴収し、県に納付することになっております。令和2年度の国民健康保険事業費納付金は、県において被保険者数の減少や調剤費の引き下げ等の見込みにより、前年度と比べ4.6%、1億9,742万円減の40億9,125万2千円となっております。

（3）は、令和2年度の保険料率になります。詳細についてご説明いたします。2ページをご覧ください。上の左側の表が、県が提示した令和2年度の標準保険料率になります。中の表が標準保険料率を市町村で決定している所得割・均等割・平等割の配分率に合わせて算定しなおした市町村算定方式、右の表が、現行の令和元年度の周南市の保険料率になります。色付きの部分は、これらを比べ、それぞれ一番額の低い方に色が付けてあります。ご覧のとおり、令和2年度の標準保険料率のうち医療分の所得割率と平等割額、市町村算定方式においては、医療分の均等割額が令和元年度の保険料率より低くなっています。そのため、令和2年度の保険料率については令和元年度の医療分の保険料率より引き下げ、

それ以外の高齢者支援分、介護分については据え置くこととしております。

1 ページに戻っていただきまして、(4) の一般会計繰入金のうち財政安定化支援事業繰入金についてです。財政安定化支援事業は、国保財政の安定化、一般被保険者の保険料負担の公平及び市町村間の保険料負担の平準化を図ることを目的とし、国が交付税措置するものです。この財政安定化支援事業繰入金については、令和元年度に引き続き基準どおりの繰り入れを行うこととされたところであり、前年度比1,250万5千円、5.7%増の2億3,308万6千円を計上しております。

次に、4 ページをお願いします。ポイント1 (5) の詳細説明ですが、右側の歳出の①が、保険料で集めなければならない額、②がそれに対して保険料以外で財源となる公費、①から②を差し引いた③の合計欄30億3,660万2千円が、実際に保険料として集めなければならない額になります。これに対し、左側の歳入の保険料の現年分24億9,282万8千円は、保険料率を引き下げた場合の保険料収入見込みになります。これに滞納繰越分の収入見込みを足した、27億2,502万2千円が保険料・税の収入見込みになります。以上から、歳入と歳出の差額3億1,158万2千円が財源不足となります。この財源不足額は、基金から補てんすることとしていますが、このうち約1億8,300万円は、標準保険料率より低い保険料率とすることによる財源不足分となります。

次に、5 ページをご覧ください。ポイント2の詳細についてご説明いたします。マイナンバー制度の普及を図るため、マイナンバーカードの利便性を実感していただくため、活用方法の一つとして国においてマイナンバーカードの保険証利用が計画されています。この実現のために、これまで世帯単位で管理されていた10桁の保険証番号にさらに2桁追加することで、個人単位の保険証番号の管理が行えるようにし、保険者、医療機関、診療報酬審査機関が安全に必要な情報をマイナンバー制度で整備されたインフラを活用できる環境を令和2年度中に構築してまいります。運用開始は早ければ令和3年3月となっており、マイナンバーカードの認証用の機械の設置が完了した医療機関から随時マイナンバーカードの保険証利用が図られていく予定です。

続いて6 ページをご覧ください。ポイント3の詳細についてご説明いたします。近年、様々な分野で活用されているAI、いわゆる人工知能を活用した特定健診未受診者への受診勧奨を行います。受診履歴、年齢、性別、問診票を分析することで行動変容の起こしやすいターゲットの抽出を行い、併せて、心理特性に合わせたメッセージや効果のある資料を使用することで受診率の向上につなげてまいります。他市では5.9%受診率が上昇した例があることから期待をしております。

最後になりますようお願いがございまして。本日配達させていただいておりますこの資料につきましては、令和2年度の当初予算案が入っておりますことから、令和2年度当初予算案の公表予定であります2月17日月曜日までは部外秘でお願いいたします。以上で、令和2年度周南市国民健康保険特別会計当初予算案の説明を終わります。

○会長(井上 浩) ありがとうございます。ただいまの事務局からの説明につきまして、ご質問、ご意見などございましたらお願いいたします。―――すみません。会長から1点よろしいでしょうか、それでは。マイナンバーカードは、どこまで有効性が持てるものなのでしょうか。公務員であっても取得率がかなり低いというのが先般新聞記事に出ておりましたけれども、これは取得率を上げてからの話になるのか、それともポイント2のところでご説明いただいたとおり進めていくご予定であるのか。

○保険年金課長(福田敏明) 今、市内の取得率がですね、去年が13%後半だったんですけども、今ちょっと14%は超えているだろうと思われまして。低いのが現状でございまして。これはですね、国のほうもいろいろマイナンバーカードを利用してもらうためにい

ろんなポイントが付く制度、自治体からですね、いろんなポイントを付けてそれを作って利用できるような、あと今ご紹介しました保険証として、保険証を持っていかなくてもマイナンバーカードを持っていけば、それで保険が受けられる、また通常でしたら社会保険から国保に変わるとかいうときにはいちいち届出が必要だったんですが、今度は会社のほうで自動的に届出をされれば、一応すぐにそれが反映されるというふうになっておりまして、切れ間なく情報がわかるようになっております。病院のほうですね。そのへんがありますので今までのように手間が少なくなると、そういったところがあります。そういった使いやすくすることといろいろポイントが付いたりして、とにかくそういう相乗効果を狙って、今増やしていこうというふうに国のほうも考えております。今までも例えば住民票とか戸籍謄本とかいろいろ出さなきゃいけなかったものが、マイナンバーを提示することによって、その情報が例えば保険年金課であれば、年金のいろんな届出のときに添付しなきゃいけない資料が必要なくなるといったことが随時行われておりますので、これが今後ずっと広まって行って、みなさんがマイナンバーカードを持っているほうが費用的にも安くつくし、手続きも簡単になってくるというのも、どんどん進めようとしているところなんです。それで取得率を上げようというふうに考えているというところでございます。

○会長（井上 浩） いかがでしょうか。よろしいですか。

○委員（中村ひとみ） 特定健診が元年度は500円だった——無料だったんですかね。無料でしたよね。それが今後ずっとそうなのか、どこかの資料で見たような気がするんですけど、平成21年から25年までが無料でそれから500円になってというような資料、私の見間違いかもしれませんがあったような気がして、無料になったんですけど、特定健診の受診率っていうのが上がったのかなどうなのかなというのと、それから電話でこう、未受診の方を勧誘していくというようなことを言われてたんですけど、実際私の知り合いの人も電話を受けたから特定健診に行ったっていう話も聞くんですけど、数字的にはどうなのかな、受診率上がったのかなどうなのかなということをお伺いできればと思います。

○適正年金担当課長補佐（井上正憲） 特定健康診査の自己負担額につきましては、おっしゃられましたように昨年度1,000円から500円に減額いたしまして、今年度無料化ということにしております。この無料化につきましては、県の補助金でございます県の交付金がありまして、そちらのほうで無料化をいたしますと1人当たり1,000円ということで補助金が下りることになっておりまして、そちらで賄われておりますものでございます。県の補助金につきましては、今のところいついつ年度までに終了するというような予定は聞いておりませんので、その補助金がある限りにつきましては、周南市も無料化をしていくというのがございます。

電話勧奨などの未受診者への対策についてでございますけれども、本年度電話勧奨の事業、それから未受診者の方へハガキ、A4サイズくらいの勧奨の案内を出したりしております。それらの相乗効果と申し上げていいと思うんですけども、昨年度の同時期に比べまして、人数で申しますと大体100人ぐらいは増えてらっしゃる。率で申しあげますと大体2.7ポイントぐらいは昨年度の同時期と比べまして受診率がアップしております。以上でございます。

○会長（井上 浩） その他、いかがでしょうか。よろしいですか。

○委員（久保啓二） 今の、特定健康診査の実績ということで、大体3割くらいというのがこの5年くらいずっと続いていると思うんですけど、資料の中では1人当たりの保険給付費というのはかなり伸びているんですよ、今。そういったことをすると多分、40歳以上のこういう方の医療費がかなりかさんでいるということは推測できるんですけど、それに

対してやっぱりこの特定健診ですね、特定健診のまず実施率を上げるということが大事だろうと思うんですが、そのために今回AIを使ったということを導入されるんで、是非その辺を積極的に活用されてですね、実施率が上がるような運用をしていただきたいということと、あともう一つはその下の特定保健指導ですね。こっちの実施率がちょっと低いのかなというふうに思って、いろんなご事情がある中でなかなか難しいということは何となくは推測できるんですが、やはりこのあたりを上げていかないと、最終的な医療費の低減ということには繋がっていかないと思いますんで、健康診断を受けていただくということと、あとはその健診の結果を踏まえて生活改善をしていく、併せてやっていただくということは非常に大事だろうと思いますんで、是非そのへんについて強化していただけたらと思いますんでよろしくお願いします。

○会長（井上 浩） ありがとうございます。他には、いかがでしょうか。

答申について

○会長（井上 浩） それでは、審議事項について、意見が出そろったようですので、本日の次第9番、答申について答申書の協議に入りたいと思います。ただ今の意見などから、答申書についてご意見などございませんでしょうか。——特にならなければ、異議なしとしてよろしいですか。では附帯意見はございますか。今の、特定健診の件なんかはいかがいたしましょうか。久保委員さんから特定健診の件について。

○委員（久保啓二） 附帯までとは思ってないんですけど。

○会長（井上 浩） そうですか。よろしいですか。

○委員（久保啓二） みなさんが載せたほうがいいっていうんであれば載せていただくというくらいで。

○会長（井上 浩） よろしいでしょうか。——それでは答申書、附帯意見なしということで、答申を進めていきたいと思います。

その他

○会長（井上 浩） それでは今日の次第10番目、その他についてですけれども委員のみなさんから、また事務局から何かございますでしょうか。

○事務局（末次辰朗） 事務局から一点お願いがございます。任期途中での委員の交代についてでございます。会議の冒頭でも申し上げましたが、今期の本協議会委員の皆様の任期は令和4年4月20日までの3年間となっております。任期期間中に人事異動等により委員を交代されるような場合がございますので、事前に事務局にご一報をいただけますと幸いです。どうぞよろしくお願いいたします。事務局からは、以上でございます。

○会長（井上 浩） ありがとうございます。他にはございませんか。——ないようでしたら以上をもちまして、本日の協議会を終了させていただきたいと思います。事務局にお返しいたします。

○事務局（末次辰朗） 井上会長、ありがとうございました。ここで、環境生活部、部長の橋本よりお礼を申し上げます。

○環境生活部長（橋本哲雄） 環境生活部長の橋本でございます。閉会にあたりまして一

言ご挨拶をさせていただきます。皆様方におかれましてはお忙しい中、ご出席の上ご審議賜りまして誠にありがとうございます。冒頭副市長が申しましたとおりですね、平成30年の4月からスタートした国保の新制度、最初の決算をご報告することができました。そして、令和元年度の決算見込み、それから諮問をさせていただきました令和2年度の予算、おかげをもちまして概ね順調に推移をしていると思っております。

3年目を迎えるにあたっては、都道府県単位化による効果がさらに発揮できるよう経費削減、事務改善、そういったものが図られるように努めてまいりたいというふうに思っております。また昨年10月の消費税率の引き上げ、それから薬価の改定とか制度改正という影響が出てまいります。そういった様々な影響が出てこようかと思っております。そのためにも様々、いろいろな立場で委員になっていただいている皆様の忌憚のないご意見を今後も賜りたいと思っております。引き続きよろしくお願ひしたいと思っております。甚だ簡単ではございますが、閉会の挨拶とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

○事務局（末次辰朗） 以上をもちまして、令和元年度第1回周南市国民健康保険運営協議会の日程を全て終了いたします。本日は、長時間にわたり、また、お忙しい中を誠にありがとうございました。お帰りの際は、事故等にお気を付けてお帰りください。ありがとうございました。

午後 3時51分 閉会
